

基本目標	推進の方向	施策の内容
I 男女平等参画の意識改革	男女平等参画の推進	男女平等参画の推進
		広報・啓発活動、情報収集・提供の充実
		男女平等参画に関わる諸問題の相談体制の充実
	男女平等参画の視点に立った教育の推進	家庭における男女平等教育の推進
		学校における男女平等教育の推進
		社会における男女平等教育の推進
性の尊重など人権についての認識の浸透	性の尊重についての意識の啓発	
	男女平等参画の視点に立った表現の配慮	
	あらゆる暴力の根絶	
II 配偶者等からの暴力の根絶(DV防止計画)	配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進	広報・啓発活動の推進
	DV被害者への支援体制の充実	相談体制の充実 支援体制の充実
III あらゆる分野への男女平等参画の推進(女性活躍推進計画)	ワーク・ライフ・バランスの推進 ①家庭生活と他の活動との両立支援	家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援
		多様なライフスタイルに対応した子育て、介護支援
	ワーク・ライフ・バランスの推進 ②就労等における男女平等の確保	男女平等な雇用環境の整備
		女性の就業機会の拡大
	地域社会への男女平等参画の促進	多様な働き方における労働環境の整備
		地域社会への男女平等参画の促進
		防災分野への男女平等参画の促進
		男女平等参画の視点を生かした国際交流の促進
	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等への女性の参画の促進
		市女性職員の登用促進及び職域拡大
企業や団体等における女性の参画の促進		
女性の能力向上		
IV 健康でいきいきと暮らせる環境の整備	生涯にわたる健康づくりの推進	健康の保持・促進
		妊娠・出産等に関する健康支援
	高齢者等が安心して暮らすための環境の整備	医療体制の充実
		高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備 高齢者や障がい者等の社会参画の促進



「男らしさ」、「女らしさ」とは何でしょうか？
仕事は誰がするものなのでしょうか？家事は？子育ては？介護は？

男女平等参画社会とは・・・

お互いの人権を尊重して、多様な生き方を認め合って、
喜びも責任も分かち合って、
性別にかかわることなく、誰もが能力を十分に活かすことができる、そんな社会のことです。

苫小牧市男女平等参画基本計画 (第3次) ダイジェスト版

平成30年 (2018年) 4月発行

発行：苫小牧市
編集：総合政策部協働・男女平等参画室
TEL：(0144) 84-4052
〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号



苫小牧市男女平等参画都市宣言

先人が築いた歴史と文化に恵まれ 大自然にいだかれて
ものづくりの息吹を感じ 躍動するまち「とまこまい」
かけがえのないこのまちに 新たな光をそそぎ
平和な未来を子どもたちにつなぐため
わたしたち苫小牧市民は
世代や性別を超え 人権を尊重し
いきいきと豊かに暮らす社会の実現をめざし
ここに「男女平等参画都市」を宣言します

私たちは
1 互いに支え合うあたたかい地域をつくります
1 手をたずさえ責任を担う家庭をつくります
1 個性や能力を活かせる職場をつくります
1 平等意識を育てる教育をめざします

平成25年11月17日

苫小牧市

苫小牧市では、男女平等参画社会の実現に向け、6つの基本理念と、それらを踏まえた4つの基本目標を設定し、苫小牧市男女平等参画基本計画（第3次）を策定しました。

基本理念

—苫小牧市男女平等参画推進条例第3条—

- 男女の人権の尊重
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 性と生殖に関する健康への配慮
- 政策等の立案及び決定への平等参画
- 国際社会における取組への配慮

基本目標Ⅰ 男女平等参画の意識改革

男女平等参画社会の実現に向けて、多様性を受け入れ、違いを認め合うダイバーシティ^{*1}の理解や性別による固定的な役割分担意識の解消など、男女平等参画意識の醸成を図るための啓発や男女平等参画を推進する人材を育成します。

あらゆる教育の場で、平等と人権尊重を基本とした男女平等参画の視点に立った教育と学習の充実に努めます。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、被害者の多くは女性であり、人権を著しく脅かす行為として根絶を目指します。



【主な取組】

- 男女平等参画都市宣言の普及・啓発
- 男女平等参画講演会・講座の開催



- *1 ダイバーシティ
- 多様性を受け入れ、尊重することをいいます。一人ひとりの違いを認め合い、違いに価値を見出すという考えです。

基本目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶（DV防止計画）

配偶者や配偶者以外のパートナーからの暴力は、重大な人権侵害です。男女平等参画社会の実現を図るために、配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進に努めます。

また、DV被害者への支援体制の充実に努めます。

【主な取組】

- 民間団体と連携した人権講演会の開催
- DV防止啓発事業の実施



基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進（女性活躍推進計画）

男女平等参画社会は、誰もが個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担い成果を分かち合う社会です。

このため、まちづくりにおいて性別にかかわらず意見が反映されるよう政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、家庭や仕事、地域社会などの活動を両立できるよう支援し、さまざまな分野の男女平等参画の推進を図ります。



【主な取組】

- 離職防止等処遇改善事業の実施
- 審議会等への女性の参画の促進

基本目標Ⅳ 健康でいきいきと暮らせる環境の整備

生涯を通じて健康でいきいきと暮らすことは、市民すべての願いです。男女がお互いの身体的・精神的特徴を理解し、思いやりをもって生きることは重要です。

特に女性は、妊娠・出産など特有の機能により生涯にわたる健康上の問題を抱えていることから主体的に健康管理ができるよう支援します。

また、高齢者や障がいのある方、LGBT^{*2}等が、生きがいをもって生活し社会参画ができ、安心して暮らせる環境を整備するよう努めます。



【主な取組】

- 健康教育、健康相談、運動教室等の実施
- 介護支援いきいきポイント事業の実施



- *2 LGBT
- レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人）の頭文字をとって組み合わせたものです。性的少数者と呼ばれることもあります。